

平成 29 年度
事業計画書 (抄)

自 平成 29 年 4 月 1 日
至 平成 30 年 3 月 31 日

< 部門別の事業計画等 >

1 証明書情報管理事業

(1) 証明書情報管理業務

- ①自動車情報管理システム（AIRAS）の安定稼働に努めるとともに必要な改修を行う。
- ②民間証明書発行機関（利用者）から電子化された証明書情報の提供を受け、行政機関からの照会に備える「証明書情報集約サービス」を確実に実施する。特に平成29年4月1日からの自賠責証の突合システム及び保安基準適合証システムの確実な運用に努める。
- ③利用者から提供を受けた電子化された証明書情報を、行政機関システムからの照会に対して回答する「証明書情報照会回答サービス」を確実に実施する。
- ④自動車情報管理センター（AIRAC）の管理業務（利用者本人からの証明書情報の照会等）を適切に行う。
- ⑤「登録情報処理機関業務運営協議会」等を通じて、行政、利用者と当協会の意見交換を確実に行って一層のサービス向上に努める。

(2) 自動車保有関係手続のワンストップサービス（OSS）への対応

- ①OSSに関係する申請者等からの問合せに確実に回答する。
- ②国土交通省が進めるOSSの全国展開と対象手続の抜本的拡大に協力するため、（公財）自動車情報利活用促進協会とともにOSSの利用率及び利便性向上を抜本的に進めるため関係事業者等に対して実態調査やヒアリングを実施し、これら関係事業者等の意見要望とOSSの利用促進のための課題等について把握・整理をする。これを受け、必要となる対応策とシステムの開発に組織の総力をあげて積極的に取り組み、これに必要な実施体制等についても検討する。また、必要に応じて自動車関係団体等へ自検協のノウハウやシステム等を提供するなどの協力を積極的に行う。

2 情報処理提供事業

(1) 閲覧サービス

ユーザーが登録事項等証明書（現在証明）相当の内容をインターネットを通じ、パソコン画面等で閲覧できるサービスを提供する。

(2) 情報提供サービス

- ①国土交通大臣から提供を受けた自動車登録情報を、ユーザーのニーズに応じて

電子データで提供する。

②公益利用目的や一般利用目的の需要に応じて、必要な情報を随時提供する。

③国土交通省自動車登録関係住所コードに対応する郵便番号ファイルを提供する。

(3) 情報提供サービスの利便向上と利用拡大に向けた取り組み

情報提供サービスの一層の利便向上と利用拡大を図るため、また、最近における個人情報保護制度の議論・方向を十分に踏まえ、現状の利用実態の精査・分析を通じてその具体的課題、今後の取り組むべき方策等について検討を進める。

また、必要に応じて国土交通省と共同の勉強会等を開催し手数料を含めた制度の見直し等についても議論を開始する。

さらに、情報提供の各サービスメニューについてもその活用事例等を分かりやすく整理した資料を作成し、関係する団体や事業者等に対しPR活動を行い、自動車登録情報の幅広い利用拡大に努める。

(4) システムの稼働、改修

自動車検査登録情報提供システム（AIRIS）の安定した稼働に努めるほか、国土交通省の仕様変更や利用者ニーズを踏まえたシステムの改修等必要な対応措置を講じる。

3 先進安全自動車（ASV）装置情報提供事業

衝突被害軽減ブレーキ等の装置について、新車出荷時における車両毎の搭載情報をデータベース化し、一元管理するシステムを平成29年9月末を目途に開発する。

ASV装置情報を利用者（損保会社）からの照会に対して回答する「ASV情報照会回答サービス」を平成29年10月から実施する。

4 企画広報事業

(1) 国土交通省が進めるOSSの全国展開と対象手続の抜本的拡大に協力するため、広報紙「R&I」を活用して自動車関係業界に対してOSS等に関する様々な情報を迅速・的確に伝える。併せてホームページにも紙面及び各情報を掲載する。

(2) OSS申請への理解と確実な普及を図るため、全国の自動車検査登録申請に関わる事業者等を対象として説明会・講習会等を開催する。

5 自動車登録等の適正化推進活動

自動車の変更登録、移転登録、自動車検査証の記載事項の変更申請の確実な実施を図るため、自動車登録等適正化推進協議会を通じて、啓発活動を実施する。

6 自動車安全対策等への協力事業

- (1) 「不正改造車を排除する運動」及び「自動車点検整備推進運動」に協力する。
- (2) (公財)日本自動車輸送技術協会が行う自動車排出ガスの試験研究事業等及び自動車基準認証国際化研究センター(JASIC)が行う自動車基準認証制度等の国際化推進活動に関する事業に協力する。
- (3) (公財)交通遺児等育成基金が行う交通遺児等の健やかな育成を図ることを目的とする支援事業に協力する。
- (4) (公財)自動車情報利活用促進協会が行うOSS申請の共同利用システムの開発・構築に係る事業に協力する。

7 統計事業

自動車保有車両数統計書を作成、頒布する。

- (1) 平成29年版の「市区町村別」、「形状別」、「諸分類別」の各年報を平成29年10月中旬を目途に作成、頒布する。
- (2) 自動車保有車両数の月報を各統計月末の約70日後を目途に作成、頒布する。
- (3) 平成29年版の「自検協統計」、「輸入車」、「初度登録年別」の各年報について平成29年10月中旬を目途に作成、頒布する。
- (4) 当協会が開発した個別保有統計システムにより、利用者のニーズに応じた個別の自動車保有統計を電子データで提供する。
- (5) 現在、ホームページで公開している統計情報について、利用者の一層の利便向上を図る観点から必要な見直しを進める。
- (6) 次期システム更改に向けて現状の統計情報の実態やシステムを分析し、一層のサービス向上を目指して必要な見直しに着手する。

8 調査研究

自動車関連情報の利活用を推進し、自動車関連手続のさらなる利便向上を目指し、また、国土交通省が進めるトレーサビリティ・サービスの実現に協力するため、(公財)自動車情報利活用促進協会とともに関係者のヒアリング等を行い、事業の

可能性や必要となる履歴情報、個人情報保護法の課題等について調査・研究を進める。また、必要に応じて実証実験について検討する。

9 個人情報保護活動

平成29年度は「プライバシーマーク」認定の7回目の更新の年に当たっているため、現状分析と課題を点検し更新手続きを適切に行う。また、引き続き監査の実施や役職員研修会の開催など、個人情報保護活動の適格な運用実施に努める。

さらに、情報セキュリティ管理体制の強化を目的として「ISMS」の認定を受けるための準備を開始する。

10 自動車関係団体との協同事業

他の自動車関係団体と共有する課題について協同して調査・研究や意見交換等を行うため連絡会を適宜開催して、共通の課題の解決に取り組む。